

【 職業紹介事業者 】

株式会社フューチャー・コミュニケーションズ

許可番号 27-ユ-010236

【 事業所 】

株式会社フューチャー・コミュニケーションズ

大阪市中央区南船場4-3-2 ゼント心斎橋 6F

電話番号： 06-7711-2208

株式会社フューチャー・コミュニケーションズ 東京支店

東京都中央区箱崎町2-5-7 ヤマキビル 5F

電話番号： 03-5643-7700

職業安定法第32条の13に基づく開示事項について

■ 取扱職種の範囲等は、日本国内における港湾運送業務と建設業務を除く全ての職種です。

■ 届出制手数料に係わる手数料表

◇人材紹介の手数料に関する情報は以下のとおりとなっております。

【 有料職業紹介手数料表 】

1. 一般登録型

2. サーチ／スカウト型

3. 再就職支援型

1.～3.の手数料表内のサービスに該当する手数料を基本として個別契約で手数料を申し受けます。

なお、各手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※各サービスの手数料表は次ページ以降に記載しております。

◇返戻金制度について

当社では返戻金制度を設けております。

原則、採用日から本人都合による退職があった場合、1か月(31日)未満は申し受けた手数料の60%、1ヶ月(31日)以上3か月(90日)以内は30%を返却するものとしますが、求人者との個別契約になる場合がございます。

■ 求人者情報及び求職者情報（職業紹介に係るものに限る）の取扱者は、担当事業所の職業紹介責任者です。

■ 個人情報の取扱責任者（職業紹介に係るものに限る）は、担当事業所の職業紹介責任者です。

求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報管理規程に基づき、適正に取り扱います。

■ 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

■ 苦情処理の責任者は、担当事業所の職業紹介責任者です。

苦情の申出のあった場合は、誠意をもって対応いたします。

担当事業所の職業紹介責任者宛てにご連絡ください。

受付時間： 平日 9:00～18:00

1.一般登録型 【 有料職業紹介手数料表 】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
	手数料負担者は とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】	◆成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働 条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超 える場合は最大 1 年分）に支払われる賃金（内定書や労働条 件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専 門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	◆成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働 条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> 手数料負担者は求人者とします。
＊ 上記職業紹介サービスに加えて、 より専門的な相談・助言の付加サ ービスを行う場合	

2.サーチ／スカウト型 【 有料職業紹介手数料表 】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は としてします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	◆着手金 0 円 ◆活動1日あたり 0 円 (または、活動1時間あたり 0 円) ◆成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働 条件通知書等に記載されている額)の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超 える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働 条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は求人者としてします。

3.再就職支援型 【 有料職業紹介手数料表 】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	◆着手金 <u>0 円</u>
	◆相談・助言終了時 <u>0 円</u>
	◆成功報酬 <u>0 円</u>
	手数料負担者は とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	◆成功報酬
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35%</u>
	手数料負担者は求人者としてします。